

～知らないと損する！導入前にやっておくべき3つのポイント！～

インボイス制度の実務対策

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。インボイス制度が導入されると、「消費税の仕入税額控除の方法が変わる?」「免税事業者を続けられないのか?」「取引を断られる可能性がある?」など様々な疑問や問題が出てきます。そこで本セミナーでは、インボイス制度の仕組み、小規模事業者・中小企業が準備すべきことなど、分かりやすく解説いたします。



※個別オンライン(Zoom)でも長門商工会議所 研修室でも受講できます!

日時 令和3年8月25日(水) 14:00~16:00

会場 長門商工会議所 3階 大研修室
または オンライン(Zoom)受講

※オンライン受講ご希望の方は事前にZoom招待のURLをお送り致します。
8/20(金)までにメールが届かない場合はご連絡ください。

定員 40名(※研修室は、定員20名で締切とさせていただきます。)

講師 中島典子税理士事務所 代表(財産コンサルタント)
税理士 **中島 典子** (なかじま のりこ) 氏

受講
無料



【主な講座内容】

1. インボイス制度とは!?
 - ・インボイスとは ~導入前と導入後でどう変わる~ 他
2. インボイス制度の課題と対策
 - ・インボイス制度と消費税額 ~課題と対策 他
3. 導入前にやっておくべきこと
 - ・制度導入前にやっておくべき具体的な手続き 他

《プロフィール》

大学在学中に専門学校との“ダブルスクール”をスタートし税理士を志す。20代で税理士・社会保険労務士試験合格後、大手外資系会計事務所に入社。主に国内税務を中心に法人・個人の申告業務等に携わる。独立後、オーナー経営者や個人事業主の税務、社会保険、生命保険のリスクマネジメント業務、相続・生前贈与に関する相談・申告業務を行う。ファイナンシャル・プランナー資格取得後、執筆を開始。現在は税理士・社会保険労務士業務の傍ら、FP 関連書等の執筆、個別相談業務、講座講師、子どもからシニアまでの金融・金銭教育活動に取り組んでいる。

申込方法
申込先

下記の受講申込書に必要事項を記入の上、FAX、右記QRコード
又は長門商工会議所ホームページにてお申し込みください。
TEL 0837-22-2266 FAX 0837-22-6490 (担当:支援課 赤川)



受講方法
感染対策

※会場は新型コロナウイルス感染症感染予防対策を万全に取って開催いたします。
※参加者はマスク着用での受講及び消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。
※当日に発熱や咳が出る方の参加はお控え下さい。

8月25日(水)開催「インボイス制度の実務対策」セミナー受講申込書 ※このままFAXして下さい。

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名			
受講場所 (どちらかに丸印)	長門商工会議所 ・ オンライン	メールアドレス ※オンライン受講の方は必須	